

【アレルギー関係様式】

教育・保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 年 月 日

名前 男・女 平成 年 月 日生 (歳 ヶ月) 組

食ア 物ア ナフ イ ラ キ シー (あり・なし)	1 病型・治療		2 保育所での生活上の留意点		★保護者 (電話) ★連絡医療機関 (医療機関名) (電話) 【緊急連絡先】 除去期間および再評価の見直し 1 6ヶ月 2 12ヶ月 記載日 年 月 日 医師名 印 医療機関名
	A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1 食物アレルギーの関与する乳児性アトピー性皮膚炎 2 即時型 3 その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他)		A 給食・離乳食 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 B アレルギー用調整粉乳 1 不要 2 必要(ミルク名)		
	B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1 食物(原因) 2 その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー)		C 食物・食材を扱う活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定		
	C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつく)内に診断根拠を記載 1 鶏卵 < > 【除去根拠】 該当するもの全てを 2 牛乳・乳製品 < > < > 内に番号を記載 3 小麦 < > 1 明らかな症状の既往 4 ソバ < > 2 食物負荷試験陽性 5 ピーナッツ < > 3 IgE 抗体等検査結果陽性 6 大豆 < > 4 未摂取 7 ゴマ < > 8 ナッツ類 * < > () 9 甲殻類 * < > () 10 軟体類・貝類 * < > () 11 魚卵 * < > () 12 魚類 * < > () 13 肉類 * < > () 14 果物類 * < > () 15 その他 * < > () *類は()の中に具体的に記載すること。		D 宿泊を伴う園外活動 1 配慮不要 2 食事やイベントの際に配慮が必要 E 除去食品で摂取不可能なもの(裏面参照) 病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1 鶏卵: 卵殻カルシウム 2 牛乳・乳製品: 乳糖 3 小麦: 醤油・酢・麦茶 6 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7 ゴマ: ゴマ油 12 魚類: かつおだし・いりこだし 13 肉類: エキス		
	D 緊急時に備えた処方薬 1 内服薬(薬品名) 2 アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3 その他(薬品名)		F その他、配慮・管理事項(自由記載)		

【記載の際の留意点】**※「E 除去食品で摂取不可能なもの」について**

ある原因食物の除去が必要であっても、少量であれば摂取できることがあります。保育所におきましては、個々の摂取量上限に対応していくことは困難でありますことから、基本的には完全除去ですすめるようにしております。

しかし、鶏卵アレルギーでの卵殻カルシウム、牛乳アレルギーでの乳糖、小麦での醤油・酢・麦茶、大豆での大豆油・醤油・味噌、ゴマでのゴマ油、魚でのかつおだし・いりこだし、肉類でのエキスなどにつきましては、除去の必要がないことが多いこともございますので、摂取不可能な場合のみご記入くださいますようお願いいたします。